

介護保険料の還付について

介護保険料の還付とは、転出、死亡、所得更正、過誤納付等で保険料が過納になった場合、納め過ぎた分が返金される制度のことです。還付金を受けるには、介護保険料還付請求（申請）書にご記入の上、ご提出いただく必要があります。

還付金は、介護保険料還付請求（申請）書に記載された口座へ返金させていただきます。事務処理の都合上、申請書をご提出いただいてから返金されるまで三ヶ月以上お時間が掛かる場合があります。還付金の発生した時期や還付金の内容によって個々に返金にかかる日数が変わりますのでご了承くださいますようお願いいたします。なお、還付金が生じた際に介護保険料を滞納されていた場合は、保険料の滞納分に還付金を充当致します。また、還付が決定した方には、後日通知を差し上げます。

詳しくは下記までお問い合わせください。

「問い合わせ先及び提出先」

〒639-3114 吉野町大字丹治 130-1（健やか一番館 3階）

吉野町役場 長寿福祉課 介護保険担当

TEL:0746-32-8856

記入例

〇〇年〇月〇〇日

介護保険料還付請求(申請)書

吉野町長

次のとおり請求(申請)します。

被保険者名	吉野 太郎
被保険者番号	0000012345
被保険者生年月日	明治・大正・昭和 10 年 9 月 29 日

年度	※記入しないでください	還付金額	※記入しないでください 円
還付事由	死亡・転出・所得更正・過誤納付		

申請者氏名 (相続人)	吉野 一郎
申請者の連絡先住所 及び電話番号	〒639-3114 奈良県吉野郡吉野町大字丹治130-1 (電話番号: 0746-32-8856)
被保険者との続柄 (いずれかに○を つけてください)	本人・配偶者・子・父母 祖父母・兄弟姉妹・その他()

振込先金融機関口座番号等										
金融機関名	銀行コード	支店コード	預金の種類	口座番号						
よしの 農協 信金 上市 支店 代理店	9999	000	1 普通 2 当座 3 その他	1	2	3	4	5	6	7
(口座 相続 人名 義)人	フリガナ ヨシノ イチロウ									
	氏名又は名称 吉野 一郎									

必ずいずれかに○
をしてください

- ※ この申請書は、転出・死亡・所得更正・過誤納付等、納めすぎた保険料がある場合に上記口座へ還付するためのものであり、事務処理の都合上、申請書をご提出していただいてから返金するまで3か月程度の時間を要します。
- なお、還付金が生じた際に介護保険料を滞納されていた場合は、保険料の滞納分に還付金を充当致します。また、介護保険料の還付が決定した方には、後日通知を差し上げます。詳しくは下記までお問い合わせください。

『問い合わせ先及び提出先』

〒639-3114 吉野町大字丹治130-1 (健やか一番館3階)
吉野町役場 長寿福祉課 介護保険担当
TEL 0746-32-8856